



第3期

御杖村 子ども・子育て 支援事業計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

● 概要版 ●

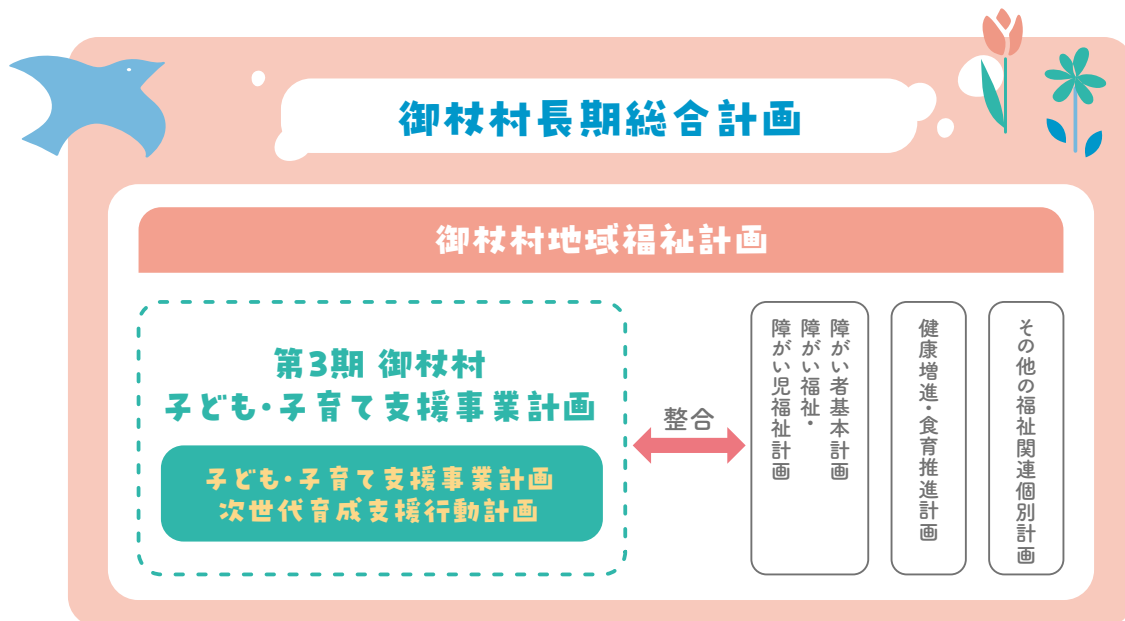
令和7年3月
御杖村



計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。長期総合計画等の上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、すべての子どもと子育て家庭を対象として、御杖村が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しました。



計画の対象

本計画における「こども（子ども）」とは、乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、村内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。



計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。ただし、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画 令和2（2020）～令和6（2024）年					第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7（2025）～令和11（2029）年				



計画の基本理念

基本理念

すべてのこどもの幸せのために、
すべてのこどもが健やかで心豊かに
暮らせるむらの実現



子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、次代を担うこどもたちの最善の利益を保障しながら、心も身体も健やかに成長できる社会の実現を図るために、基本理念を「すべてのこどもの幸せのために、すべてのこどもが健やかで心豊かに暮らせるむらの実現」として、村をあげて子ども・子育てを支援します。



施策の展開

基本目標Ⅰ 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり

施 策	取組の方向
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	● 妊娠期からの切れ目のない支援により母子保健の充実を図ります。
(2) 保護者が安心して子育ての相談や交流ができる環境づくり	● 乳幼児健診や日々の通園・みつえっ子広場参加機会を捉えて、子育て相談に対応するほか、こどもの発達に関する相談に関して、踏み込んだ支援や発達支援のフローを明確化します。 ● 地域子育て支援拠点を中心に保護者の相談支援体制を維持します。
(3) 子育て世帯の経済的負担の軽減	● 子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図るため、各種手当・助成の要件の緩和を広く周知し、村独自の取組を継続実施します。 ● ひとり親家庭に対して、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進します。
(4) 多様なニーズに応える環境整備	● 個々のこどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域における多様なこども・子育て支援の質的改善を図ることに努めます。 ● 県と連携し、外国につながるこども・子育て家庭を支援につなぎます。

基本目標Ⅱ

豊かなこどもを育む教育・保育の環境づくり

施 策	取組の方向
(1) 教育・保育サービスの充実と質の向上	●保護者の利用しやすい条件での事業展開が必要であり、今後も継続して保育体制がとれるよう保育者の充実を図ります。 ●「児童発達支援センター」について、村単独での設置は困難であり、圏域での設置・確保を目指します。
(2) 児童の健全育成の推進	●児童の健全育成のため、こんにちは赤ちゃん訪問や離乳食・幼児食教室、保育所の自由参観時の機会を捉えて保護者への啓発・周知を図る中で、健康づくり・食育をはじめとして子育てに役立つ啓発活動を進めます。
(3) こどもの安全の確保	●支援が必要な家庭を見逃さず指導・援助を行うとともに、防災や防犯の観点から緊急時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。

基本目標Ⅲ

地域のかでこども・子育てを支える環境づくり

施 策	取組の方向
(1) 世代間交流の推進	●様々な体験や地域住民・保小中の世代間交流等を通じて、豊かな人間性の育成に努めます。 ●保小中の交流機会を設けることで、こどもたちの年齢や発達の程度に応じて、多様な体験ができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場の創出に努めます。
(2) 地域住民の主体的な子育て支援活動や交流を促進	●民生児童委員や地域ボランティアの協力を仰ぎながら、こどもの見守り活動及びこどもの居場所づくりを実施することで地域ぐるみで子育て支援環境を整備し、地域活動を促します。





量の見込みと確保方策



①教育・保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1号認定（3～5歳児／幼稚園・認定こども園の幼稚園機能を利用） 村内に幼稚園や認定こども園の施設がないため、1号認定区分を受けた者も「小規模認可保育所における対象年齢の拡大に係る特例措置」により、地域型保育事業の小規模保育事業A型で対応						
	量の見込み（人）	1	2	1	1	1
	確保方策（人）	1	2	1	1	1
2号認定（3～5歳児／保育所・認定こども園を利用） 村内に幼児期の教育・保育施設は地域型保育事業の小規模保育事業の1施設しかないため、2号認定区分を受けた者も「小規模認可保育所における対象年齢の拡大に係る特例措置」により、地域型保育事業の小規模保育A型事業で対応						
	量の見込み（人）	9	9	8	9	9
	確保方策（人）	9	9	9	9	9
3号認定（0～2歳児／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）						
0歳児	量の見込み（人）	2	2	2	2	2
	確保方策（人）	2	2	2	2	2
1歳児	量の見込み（人）	2	2	2	2	2
	確保方策（人）	2	2	2	2	2
2歳児	量の見込み（人）	1	1	1	1	1
	確保方策（人）	2	2	2	2	2

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
利用者支援事業 利用者支援事業の実施予定はないが、これに代えて、窓口でこども・子育てに関する総合受付を実施						
	量の見込み（か所）	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業						
	量の見込み（人日）	80	80	80	87	80
	確保方策（人日）	80	80	80	80	80
妊婦健康診査						
	量の見込み（人）	3	3	3	3	3
	健診回数（回）	42	42	42	42	42
乳児家庭全戸訪問事業						
	量の見込み（人）	4	4	4	4	3
	確保方策（人）	4	4	4	4	3
養育支援訪問事業						
	量の見込み（人）	5	5	5	5	5
	確保方策（人）	5	5	5	5	5
子育て短期支援事業〔ショートステイ〕 村では、村外の飛鳥学院・名張養護学園と委託契約をして実施						
	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）	1	1	1	1	1
子育て短期支援事業〔トワイライトステイ〕 村では、村外の飛鳥学院・名張養護学園と委託契約をして実施						
	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕 住民ニーズに応じて地域での育児援助体制に対応						
	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）	0	0	0	0	0

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
一時預かり事業〔①幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〕						
	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）	0	0	0	0	0
一時預かり事業〔②その他の一時預かり〕						
	量の見込み（人日）	13	13	13	14	13
	確保方策（人日）	96	96	96	96	96
時間外保育事業（延長保育事業）						
	量の見込み（人）	9	9	9	10	9
	確保方策（人）	10	10	10	10	10
病児・病後児保育事業						
	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）	3	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業（放課後学級）						
	量の見込み（人）	0	0	0	0	0
	確保方策（人）	0	0	0	0	0
★村単独一時預かり 村では、放課後児童健全育成事業の実施はなく、これに代わる事業として、放課後に公民館等で指導員を配置して一時預かりを実施し、児童が安全に過ごせる場所を提供						
	量の見込み（人日）	2,071	2,310	2,071	2,150	2,310
	確保方策（人日）	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
子育て世帯訪問支援事業						
	量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
	確保方策（人日）	24	24	24	24	24
児童育成支援拠点事業						
	量の見込み（人）	0	0	0	0	0
	確保方策（人）	0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業						
	量の見込み（人）	0	0	0	0	0
	確保方策（人）	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業						
	量の見込み（回）	12	12	12	12	9
	確保方策（回）	12	12	12	12	9
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）						
0歳児	量の見込み（人日）	40	40	40	40	30
	確保方策（人日）	40	40	40	40	30
1歳児	量の見込み（人日）	20	40	40	40	40
	確保方策（人日）	20	40	40	40	40
2歳児	量の見込み（人日）	60	20	40	40	40
	確保方策（人日）	60	20	40	40	40
産後ケア事業						
	量の見込み（人日）	4	4	4	4	3
	確保方策（人日）	4	4	4	4	3



地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、国で次の各事業が定められています。

利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業。

村では、利用者支援事業の実施予定はありませんが、これに代えて、窓口でこども・子育てに関する総合受付を行っており、母子手帳交付時の面談にて子育て支援の情報を伝えることで、必要な事業の利用につなげていきます。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

村では、御杖保育所内に設けた保育所内の子育て支援室と園庭を、未就園児と保護者にみつえっ子広場として開放し、交流を促進します。年に1回、子育て講演会を開催し、子育て情報の提供と、子育て相談に対応していきます。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業。



乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

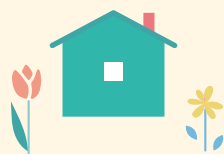
すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。



養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業。

村では、対象者に対して、訪問にて育児相談等の支援を行っていきます。



子育て短期支援事業

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる場合や、育児疲れ等、一時的にこどもの養育ができないときに、指定した事業実施施設で一定期間、こどもの預かりを行う事業。

村では、村外の飛鳥学院・名張養護学園と委託契約をして実施しており、当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、広域連携により確保に努めます。

子育て援助活動支援事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、ファミリー・サポート・センターが担う事業。

村では、計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありませんが、住民ニーズに応じて地域での育児援助体制に対応していきます。

一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するための事業。

村には幼稚園はなく、計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありませんが、保育所（小規模保育事業）において、就学前児童の一時預かりを実施しており、十分な保育体制がとれるよう保育者を充実し、サービスの提供に努めます。

時間外保育事業(延長保育事業)

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業。

共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。



病児・病後児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業。

村では、村外の施設での病児保育の利用が可能であり、被保護世帯に対する利用料の助成を実施しています。



放課後児童健全育成事業

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供する事業。

村では、放課後児童健全育成事業の実施はなく、これに代わる事業として、放課後に公民館等で指導員を配置して一時預かりを実施し、児童が安全に過ごせる場所を提供しています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事へ参加する費用等を助成する事業。

村では、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

村では、多様な主体の参入を促進する事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。



児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業。

村では、児童育成支援拠点事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。

村では、親子関係形成支援事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。



乳児等通園支援事業

保育所等の施設において、乳幼児であって満3歳未満（保育所に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業。

第3期 御杖村 子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

〔編集・発行〕御杖村役場 保健福祉課
〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1581番地
〔TEL〕0745-95-2828 〔FAX〕0745-95-6011
〔発行年月〕令和7（2025）年3月